

**「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」
P R 動画制作・広報委託業務企画提案競技実施要領**

1 業務名

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」 P R 動画制作・広報委託業務

2 業務の目的

令和9年（2027年）に本県で開催予定の「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会）を広く県民に周知し、大会開催に向けた機運醸成を図るため、本県ゆかりのアスリート等によるメッセージを盛り込んだ動画を制作し、広く県民の目に触れやすい形で発信する。

3 業務の内容

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」 P R 動画制作・広報委託業務仕様書のとおり

4 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

5 契約限度額

7,098,300円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は契約予定価格を示すものではない。

※ 上記金額は、別紙仕様書に明記した、企画内容の履行に要する全ての経費を含む。

6 支払

業務完了後の精算払いとする。

7 事務を担当する部局

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会事務局
（宮崎県総合政策部国スポ・障スポ準備課内 担当 宮田）

〒880-8851 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電 話 0985-26-0019

F A X 0985-24-1723

メール kokuspo-shospo@pref.miyazaki.lg.jp

8 参加資格

この企画提案競技に参加しようとする者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 物品の買い入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93条）第2条に規定する入札参加資格を有する者又は契約までに取得見込みの者で営業種目が「広告・宣伝」の者、またはこの委託業務と同種、同規模程度の業務の実績を有する者。
- (3) 法令違反等による処分が継続していない者。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (5) この公告の日から候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (6) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (7) 県税に未納がない者
- (8) 地方税（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

9 企画提案競技の方法

企画提案競技の方法は、県庁ホームページにおいて告知するとともに本要領及び「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」PR動画制作・広報委託業務仕様書を掲載する。

10 スケジュール

- | | | |
|---------------|--------------|--------|
| (1) 公告 | 令和4年4月14日（木） | |
| (2) 事前説明会 | 令和4年4月21日（木） | |
| (3) 参加申込締切 | 令和4年4月26日（火） | 午後5時必着 |
| (4) 質問受付締切 | 令和4年5月10日（火） | 午後5時必着 |
| (5) 企画提案書提出締切 | 令和4年5月19日（木） | 午後5時必着 |
| (6) 審査会 | 令和4年5月24日（火） | |
| (7) 結果通知 | 令和4年6月上旬 | |
| (8) 契約締結 | 令和4年6月上旬 | |

11 事前説明会の開催

- (1) 日 時 令和4年4月21日（木） ※午後1時30分から（60分程度）
- (2) 場 所 県庁5号館2階521号室
- (3) 参加申込 参加を希望する場合は、事前説明会参加申込書（別紙1）により、FAX、電子メール又は持参にて、説明会前日の**4月20日（水）正午**までに第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会事務局（以下、「県準備委員会」という。）に提出すること。
なお、FAXの場合は、送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。
※ 事前説明会への参加は企画提案競技参加の必須条件ではない。

12 企画提案競技への参加申込

本企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込を行うこと。

- (1) 提出場所 本要領 7 の担当部局
- (2) 提出期限 令和 4 年 4 月 2 6 日 (火) 午後 5 時まで (必着)
(郵送の場合も必着とする。)
- (3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール
郵送の際は、書留郵便又はそれと同等の手段によること。
- (4) 提出書類
 - ・企画提案競技参加申込書 (別紙 2)
 - ・代理人を選定した場合は、委任状 (別紙 3)
- (5) その他

電子メールで参加申込書及び委任状を送付した者は、企画提案書提出時に、提出書類の原本を提出すること。郵送又は電子メール (PDF 形式) により参加申込書を受け付けた場合には、県準備委員会から電話で確認の連絡を行うので、申込み日翌日 (土曜日、日曜日を除く。) まで連絡が無い場合には、問い合わせること。

なお、提出期限である 4 月 2 6 日に持参以外の方法で参加申込書を提出した者は、当日の午後 5 時までに本要領 7 の担当部局に電話で提出状況の確認を行うこと。

参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届 (別紙 4) を持参又は郵送により提出すること。また、企画提案書が提出期限 (5 月 1 9 日) までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。

13 質問及び回答

- (1) 質問
本業務に関する質問がある場合は、質問書 (別紙 5) を本要領 7 の担当部局へ FAX 又は電子メール (PDF 形式) にて提出すること。
件名は「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ企画提案競技に係る質問」とする。
提出期限は令和 4 年 5 月 1 0 日 (火) 午後 5 時まで (必着)とする。
- (2) 回答
軽微なものを除き、質問に関する回答は一括してとりまとめの上、事前説明会及び企画提案競技参加者全員に書面 (電子メール) にて連絡する。

14 提出書類及び提出部数

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案競技申請書 (別紙 6)
 - ② 企画提案書
契約締結の日から納入期限 (令和 4 年 8 月 1 0 日 (水)) までの動画制作スケジュール及び広報業務スケジュールを作成すること。
動画制作に係る提案方法については、30 秒版・15 秒版ともにパワーポイント等のスライド (画像)、書類 (絵コンテ等) 又は映像のサンプル (動画) によるものいずれも可とする。
なお、広報業務については、広報媒体がわかるように提案すること。
 - ③ 会社概要 (別紙 7)
 - ④ 見積書及び見積明細書
見積書は任意様式とし、宛名は「第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会 会長 河野 俊嗣」とすること。
見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計金額を明記

すること（企画提案書における追加提案に関する費用等についても本見積書に含むこと。）。

なお、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること（各項目の単価が判断できる内容とする。）。

- ⑤ 業務実績 ※必要がある場合のみ
同種・同規模以上の契約実績（契約相手、事業内容、契約金額がわかるもの）
- ⑥ 暴力団又は暴力団員に該当しないことの誓約書（別紙8）
- ⑦ 県税に未納がないことの証明
※宮崎県内に本店又は支店等の事業所を有する場合に限り提出すること。
- ⑧ 特別徴収実施確認の開始誓約書（別紙9）
※宮崎県内に居住する従業員がいる場合に限り提出すること。

(2) 提出部数

- ①及び③～⑧は各1部
- ②は各6部（正本1部・副本5部）

15 企画提案書等の提出方法

企画提案書等は本要領7の担当部局へ持参又は郵送（書留郵便）にて提出すること。
提出期限は令和4年5月19日（木）午後5時まで必着とする。

16 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受注者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
ただし、本業務を効率的に行う上で必要な業務については、県準備委員会の承認を得た上で、業務の一部を再委託することができる。

(2) 守秘義務

受注者は、本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。

また、本業務終了後も同様とする。

(3) 立入検査等

県準備委員会は、本業務の適正な執行を期するために必要があるときは、受注者に対して報告させ、又は事業所等に立入り、関係帳簿等、その他の物件を検査、若しくは質問することができる。

(4) 追加提案

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」PR動画制作・広報業務委託仕様書」に記載されていない追加提案は、そのことが分かるように記載すること。

17 著作権の取扱い

(1) 著作権

① 応募された企画提案書の著作権は、その応募者に帰属する。

なお、企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

② 本業務において制作した成果品などのデータ等すべての著作権は、県準備委員会及び宮崎県に帰属する。

(2) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者が有する著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受注者が行うこととし、その経費は契約金額に含むものとする。
- ② 県準備委員会又は受注者が従前から著作権等権利を有するものを使用する場合についても上記①のとおりとする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、すべて受注者の責任と費用で対応するものとする。
- ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県準備委員会と受注者で協議の上、処理することとする。

18 審査

提出された企画提案書等のうち、審査会において最も優れたものを1者選定する。

(1) 審査会

- ① 日程：令和4年5月24日（火）※詳細な時間帯等は別途お知らせします。
- ② 場所：県庁5号館2階521号室
- ③ 方法：参加者によるプレゼンテーション及び審査員との質疑応答
 - ・プレゼンテーション時間：15分
 - ・質疑時間：10分※ 複数の提案がある場合についても、プレゼンテーション時間内に提案を行うこと。
※ プレゼンテーション用の機材を使用する場合は、あらかじめ担当部局に申し出ること。また、機材等の用意・設定は受注者が行うこと。

(2) 審査基準

- ① 2027年に宮崎県で開催される大会を広く県内に周知し、県民の機運醸成を図るものであること。
- ② 宮崎県ゆかりのアスリートによる応援メッセージを盛り込むこと。
なお、健常者・障がい者アスリートそれぞれの選手（各1名以上）を起用し、かつその人選について適当な理由があること。
- ③ 動画再生時間が30秒及び15秒となる内容であること。

(3) 広報業務に係る審査基準

- ① 2027年に宮崎県で開催される両大会を広く県内に周知し、県民の機運醸成を図るために、制作した動画を活用して、より効果的な広報媒体を活用すること。
- ② より幅広い世代に対して効果的な広報媒体を活用すること。

19 契約

上記の審査により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として本業務実施に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、契約の手続きを行う。

なお、候補者との間での協議が合意に至らなかった場合は、次に順位の高い提案者を候補者として必要な協議を行う。契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

20 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき
- (2) 参加申込書又は企画書に虚偽の記載をした者

- (3) 企画提案書が「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」PR動画制作・広報委託業務仕様書に適合しない場合
- (4) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者
- (5) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影又は重要な文字の誤脱した又は不明な提案をした者
- (6) その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき。

21 その他

- (1) 本業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者から提出された書類は返却しない。なお、県準備委員会は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 本企画提案競技の参加により、県準備委員会から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (4) 見積額については県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- (5) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。